

## 埼玉親善大使設置要綱

### (目的)

第1条 埼玉県と世界の国々との架け橋として友好交流の推進に寄与できる者を「埼玉親善大使」（以下「親善大使」という。）に委嘱し、埼玉県の国際化の推進を図る。

### (要件)

第2条 親善大使は、次のいずれかに該当する者のうち、親善大使として活躍が期待される者とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構の規定によるJICAボランティア参加者
- (2) 本県出身の日本人留学生
- (3) 本県が受け入れた海外の自治体等からの研修員及び留学生
- (4) 本県が受け入れた国際交流員
- (5) 本県が受け入れた外国語指導助手等
- (6) その他特に知事が必要と認めた者

### (委嘱)

第3条 親善大使は、第2条に該当する者のうち、当該本人の承諾に基づき知事が委嘱する。

### (委嘱期間)

第4条 親善大使の委嘱期間は、次の各号のとおりとし、再任を妨げないものとする。ただし、親善大使が任期満了前に任務を全うすることができなくなったとき、又は親善大使としての適格性を欠くに至ったときは、委嘱を解くことができる。

- (1) 独立行政法人国際協力機構の規定によるJICAボランティア参加者 任国への赴任期間中
- (2) 本県出身の日本人留学生 留学期間中
- (3) 本県が受け入れた海外の自治体等からの研修員及び留学生 研修及び留学期間中
- (4) 本県が受け入れた国際交流員 契約期間中
- (5) 本県が受け入れた外国語指導助手等 契約期間中
- (6) その他の者 その都度定める

### (職務)

第5条 親善大使の職務は、次のとおりとする。

- (1) 国内外において、本県の紹介に努めるとともに、本県と諸外国との国際交流の推進のために各種アドバイスを行うなど、世界の国々と本県の交流の架け橋となる活動を行う。
- (2) 県及び市町村等の国際化関連事業に可能な限り協力する。
- (3) 本県から定期的に情報提供を行うことにより、知事の求めに応じ、委嘱期間中、適宜、活動内容や近況紹介等のレポートを提出する。

(報酬)

第6条 親善大使は、ボランティアにより任務を遂行するため、無報酬とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、親善大使に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。